

524

423



始



現代の無盡

関経雄著

序

無盡は我國独自の文化制度として、遠く七百年以上の歴史を有し、隣保互に助け合つた庶民金融機關であるが、まだその纏まつた著書がない。殊に現代の無盡に至つては、全然單行の著述なく、故に世にはその性質組織を知らず、所謂食はず嫌ひとして、この簡便で民衆的な金融機關が、半公共の精神を以て門戸を開放し、大にその利用を俟つてゐるけれども、まだ充分に徹底しないのは遺憾である。

序



著者は業法制定前から無盡業を經營し、夙にこの點に就て感ずるところあつた儘、無盡の沿革の概要と、無盡業法を制定して、昔の無盡の長を採り短を捨て、改善された、即ち營業化した新らしい無盡の體容を合せ、之を「現代の無盡」と題して上梓し、世の新らしい無盡を知らんとする人々の便に供して十分な理解を求め、今や我庶民金融機關として、全國同業の總契約高は巨大の數字を示し、年毎に光彩を放つ斯界のため、ますますその發展に資せんとするものである。

大正十四年十二月上浣

城北の寓に於て

著者識

大西郷南洲翁は、當共盛無盡會社の營業地たる東京市民に取ては最も忘るべからざる大恩人である。維新當時に於ける功臣の中にも江戸城明け渡し談判を整へて八百八街を兵火の厄から救ひ、百萬の生靈を塗炭の苦から免れしめたのは實に南洲偉人の功績である。巻頭に翁の揮毫にかゝる『敬天愛人』の四字を掲げしは、著者この大文字に接し聖人君子の生涯も必竟この二句に支配され、實際彼の大英雄は、この二句に斃れしものと敬慕の念に堪えぬものである。たとひ小なりとは言へ、著者も此心を以て六十五年を貫き爾來益々この心を堅くし、この二句に斃るゝ覺悟であるから特に題字として掲げた所因である。

目次

一	無盡の特色……………	一
二	今日は立派な制度が出来た……………	五
三	無盡講の起源及び沿革……………	八
四	性質組織の上から観察……………	三
五	歐洲にも我無盡講と略相似た歴史がある……………	六
六	銀行以外最も簡便な金融機關……………	九
七	無盡發達の學理的説明……………	三
八	業法實施後の無盡……………	五

目次

九 小商工業者の資金融通方法…………… 二六

十 新らしい無盡の業體…………… 三三

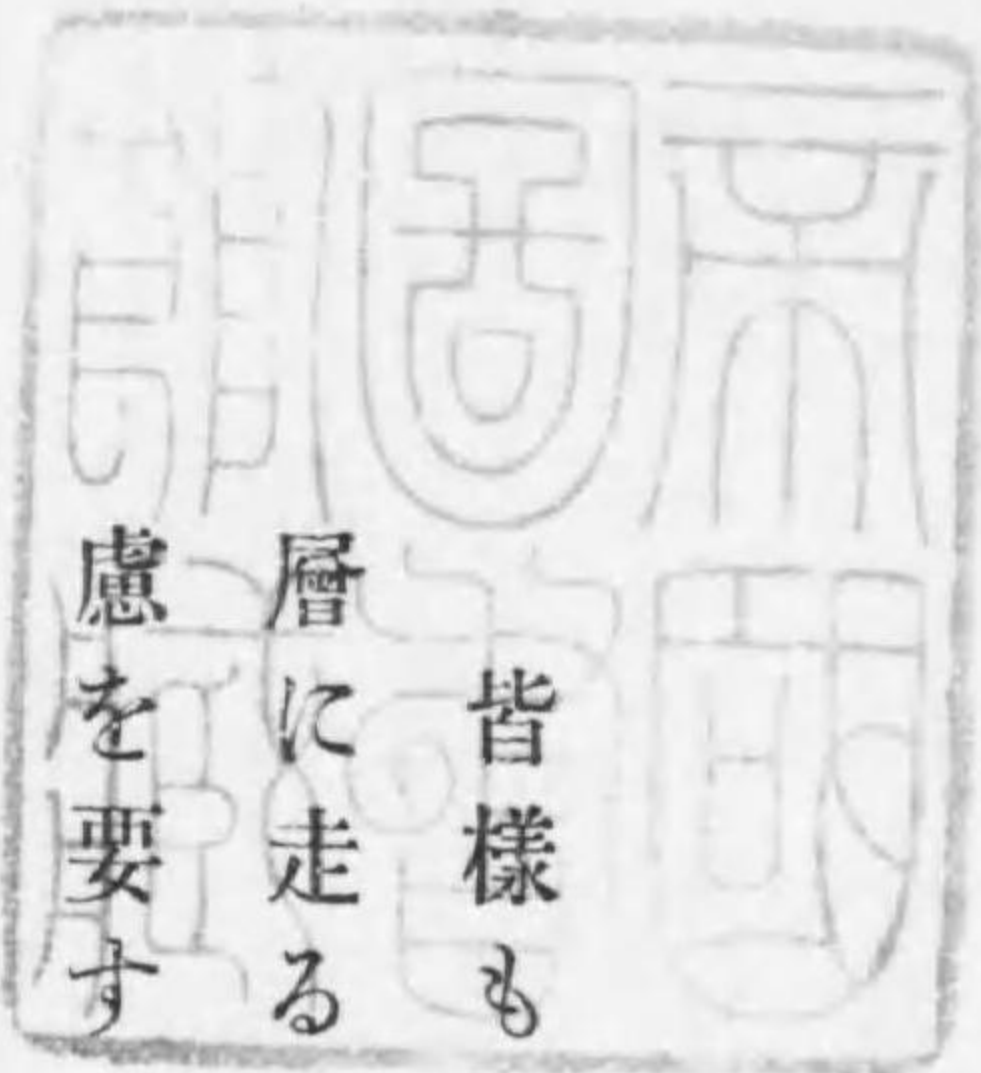
十一 大藏大臣の免許を得ねば開始出来ぬ…………… 三七

十二 脱法的不正金融業者に注意せられたい…………… 三九

現代の無盡

關 經 雄 著

一、無盡の特色



皆様も御承知の通り、我國に於ける金融機關は、從來上層に走るの傾向がありまして、之は社會政策上、相當に考慮を要すべき問題であると云ふ所から、當局有志が色々心配の結果、今日では立派な中産金融機關として、我無盡業等を認めらるゝことゝなつたのであります。

之も既に皆様が御承知のこと、存じますが、社會政策に於きましては、中下階級の保護を必須の條件といたすのでありますから、我無盡業が之と如何なる關係の下に置かれてあるかと云ふことは、多くの説明を用ゆるまでもなく首肯し得る所であらうと思ひます。

斯うして無盡が皆様の前に、うづ高く御馳走を盛り上げた御膳を据えてゐるのでありますから、先づ私は、皆様が進んで之に箸を付け、そして充分に其味ひを知つて頂きたいと、本篇の冒頭にお願ひして置くのであります。何故なれば、凡そ味ひは話しばかりで満足出来るもので

はありません。何と云つても箸を付けて充分に咀嚼することが第一の方法であるからであります。

然らば現代の無盡とは如何なるものでありませうか。之を徹底的に知らんとするには、必ず先づ其沿革を充分にたづねねばならぬのであります。

無盡講又は頼母子講と云ふものは、室町時代から盛んに行はれたことが歴史上著明になつてゐるのであるが、其以前と雖も、今日的確に記録の徴すべきものがない丈けで、斯うした意味の寄合が行はれたことを推定するに難くないのであります。

無盡講とか頼母子講とか云ふものには、近代語で云へば勞資協調即ち階級の調和と云つた様な意味も含まれてゐたのでせう。兎に角無盡は我國独自の文化制度でありまして、今日の營業化した無盡に於きましても、是等の緩和には他の金融界又は産業界に於て及ばない一種の特色があり、此方面から私は無盡は延いて思想界の根本問題をも解決して行くものであると考へてゐるのであります。

こゝに至つて無盡は前にも述べたやうに、社會政策上寔に有用な機關であると云ふことに裡書を與ふるもの

で、即ち無盡は意義あり權威ある半公益事業であると同時に、其經營者たる私共の責任は頗る重大な事を自覺し、不肖ながら常に此趣旨を帶して、一意専念其使命に背かざらんことを期してゐるのであります。

二 今日立派な制度が出来た

世には喰はず嫌ひと云ふことがある。移して以て無盡の場合でも大分此傾向があるやうに想ひますが、之は百聞一見の類で仕うしても一度箸を付けて戴くより外はないのであります。

又無盡は一部世間に仕う云ふ響を與へてゐるか、過去の自由營業時代に於ける無盡の状態は、甚だ混沌たるものであつたから、随つて或者は世間の信用も薄く、其結果無盡の性質組織までをも誤解した向もあつたかも知れません。然し今日は立派な制度も出來、其業務が合理的に進むと共に、名實全きを得るに至つたのであるから、今日の無盡は一部世間の想像するやうな、夫の所謂高歩屋の變形ではないのであります。

今日は新らしい無盡を理解して之を利用さるゝ人々も多くなり、又其活用に依つて可成な産をなされた人達

もお見受けするので、私は其經營者として是等の成行には常に注目を拂つて事業の畫策をいたしてゐるのであります。凡そ何れの國に於きましても、中産階級は國家の中堅を爲すものでありますから、私は其堅實な發展の爲、こゝに相互救濟の方法に依る無限の金穴を提供し、我中産階級に、皆様と共に和樂の世相を現出せしめたいと念願いたすのであります。

要するに無盡は美しい互助の機關として數百年の歴史を有し、そして勞資協調の意味もあり、其性質目的の總てが、斷じて一部世間の人々の想像してゐるやうなもの

でないことの御記憶を願はねばなりません。

故に私は、まだ新らしい無盡を理解せぬ人達へ、徹底的に其觀念を普及し、十二分に本業の宣傳をいたしたいと思ふのであります。

先づ其順序として、無盡の沿革を略叙し、進んで無盡が如何に國家有用の機關であるかの關係を述べ、皆様と共に其發達に努力致したいと考へるのであります。

三 無盡講の起源及び沿革

前項に申述べて置きましたやうに、無盡の沿革は後に

無盡が如何に國家有用の機關であるかを述べ、皆様と共に、積極的に其發達を計らねばならぬ私見の根底を爲すものでありますから、仕うぞ御精讀を煩はします。

抑も無盡講なるものに就き、其起源及び沿革を研究いたしますに、先づ其名稱に就ては、法制論續編卷の三、社會事彙、社會事林などの定義を見ますと『無盡』と『富籤』とは全く混同されてゐるのであります。又先頃物故された當代一流の銀行家を以て任じた池田某氏が、某紙上に於て論議した所に依るも、亦此二つを全然同一のものと觀察されてあつたのであります。然し私は其起源に於て

も、沿革に於ても、此二つは全然其本質を異にするものと確信いたすのであります。

殊に彼の百科全書の如きは、尙一層大なる謬見に陥つて、無盡と富籤とチーハーの三つを混淆してあるのは驚くべきことであります。又言海の如きは、無盡を單に融通盡くるなきの意味にのみ解釋して、金を積立てると云ふ意味を全く脱却してゐるのであります。

翻つて之を古書に徴しまするに、松屋筆記には「無盡と云ふ名目は無盡財のことにて、もとの僧家の語なり」としてあります。又和訓栞には「世に無盡講と云ふは、僧祇律

の無盡財より出でたる語なるべし」とあり、法隆寺文書卷の八には「頼支」と書き、運歩色葉集には「頼子」又は「憑子」とあり、建治元年十二月の高野山寺領記には「憑支」と書き、饅頭屋出節用集には「憑母子」となつてゐるのであります。

以上の名稱に依つて之を推究して見ますと、無盡講なるものは、第一期に於ては無盡なる名稱を用ひ、第二期に於ては頼母子なる名稱となり、第三期即ち徳川氏時代に至つて再び無盡なる語を用ひたやうに想はれるのであります。而も業法制定前に於て、積立金會又は信託積立金會其他種々の名稱を用ひたものは、皆此無盡講又は頼

母子講の發展したもので、唯其名稱を異にし、規模を大にし、且其經營者が之を營業的に行ひ、會員即ち講員も之を金融機關と見て加入するに至つたのであります。故に今日制度の確立に依つて名稱も統一された『無盡業』は、古來の無盡講が進化したものであることは、其沿革上極めて明瞭な所であります。

四 性質組織の上から觀察

更に之を性質組織の上から觀察いたしますと、元來無盡講なるものは、全く救濟的公共觀念に萌芽したもので

古社寺を中心として發展したものであることは争ふべからざる事實であります。然も此方法が廣く民間に行はるゝに至つた原因は、伊勢講と稱するものから發したやうで、嬉遊笑覽には

『今世町人等人数を定め、醗金を集め之を積み、年を経て伊勢參宮し、太々神樂を奉る費用を設くるを太々講と云ふ』

とあります。而も其醗金の方法は、各地に散在せし伊勢講なるものが、毎月或は年數回一定の金額を醗出したのであるが、其醗金の範圍擴張され、遂に今日の掛金に轉化

したものでありませう。

又抽籤を以て金銭を融通するに至つた萌芽は、京都奉行百科定類集と云ふ書に

『伊勢講を始め候は、振くじを以て代參人を取極め、其當り候ものに初穂の路用金相渡し候由に候へば云々』とありまして、是亦現代の無盡が抽籤を以て當選者を定むるに至つた原因であります。

伊勢講の觀念が擴張されて、若し講員中に疾病其他不幸のあつた場合には、之を利用して救済し、又其金で不足を告げる場合其他の事情あるときは、別に講員から出金

して道徳的に救済したことは、徳川氏の末葉に於て尙殘存した各地の伊勢講が現に行つたことであるから、往古も必ずや之と相似た組織であつたことは、決して疑ひのない所であります。況や伊勢講なるものの一年春秋二回或は四回講員を集めて宴會を開き、互に親睦を計るなどのことを爲し、其費用の如き之を講金から支出したなどは、無盡講の團體が獨り救済的方面にのみ關するにあらずして、又社交の一方法であつたことも明かでありませう。撈渉一得と云ふ書には『今人艱難あるときは、親戚朋友社を結び金を集めて相救ふ頼母子……』とあり、之は正

に救済事業の一つであつたことを證するもので、随つて往古に於ては、頼母子即ち無盡なるものは、社寺を中心として勢力を有してゐたことは炳かでありませう。

五 歐洲にも我無盡講と略相似た歴史がある

無盡の沿革の大要が、以上述べたやうなものとすれば、往古の時代に於ても、必ずや歓迎されたことは疑ひなく、そして彼の賭博と相似た富鬪又はチーハーと其類を異にすべきは論を俟たぬ所であります。尤も多人數が出

金して、其一人が救済を受けると云ふやうな組織は、事を主理する者が不正でありましたら、其害も亦甚だ大なるものであります。斯うして無盡講は漸く其善良な方向から遠ざかり、一種の賭博のやうなものと化した時代もありまして、遂に無盡を富鬪同様に見るに至つたのであります。然し之は日本ばかりではなく、歐洲に於ける保険業の發達に於きましても、恰度我國の無盡講と略相似た歴史があるのであります、左にそれを掻い摘んで御紹介申ませう。

則ち古代に於て沙漠を旅行する商人中、駱駝を失つた

者がある時、他の商人等は、共同出資して、之を救ふの習慣があつたのであります。そして此救済的習慣は漸次發達して公共的觀念となり、竟に保險事業の萌芽となつたのであります。然るに十四世紀の交に至りましては、生命保險は賭博保險と化し、又十五世紀の頃には、玉石混淆して却つて賭博的保險の流行を見るに至り、終に一時保險制度なるものは、有害無益であることせられ、保險制度の全廢を見るに至りましたけれども、後再び救済觀念に基ける善良な保險制度を見るに至り、そして今日の發達を來たしたのであります。

以上述べた所に依りまして、皆様は廣き意味に於ける金融機關發達の沿革が、東西略相似たものであることを會得せらるゝであります。

六 銀行以外最も簡便な金融機關

そこで今日の無盡業は、其起源や發達の沿革に稽へ、全然投機的賭博的の觀念を除去して立派な法律が出来、加入者の利益も之に依つて保障せらるゝでありますから、主として中産以下の金融機關と申しますけれども、實は社會の各階級に亘り、銀行以外最も簡便な金融機關とな

るので、事實は瞭かに此傾向を示してゐるのであります。
(此點に就ては後に詳述いたしませう)

兎に角世間の人々は、何の事でも二三悪いものがありますと、直ぐに其仲間が全部さういふものだ、と極めたが、一種の心理作用があるやうに思はれますが、移して以て此無盡業に於きましても、過去に於て存在した少數な悪徳無盡のあつた爲に、無盡と云ふものゝ全部が斯うしたものであるとなし、既に今日立派な業法が設けられ、大藏大臣監督の下に、其免許事業として嚴正に經營される時代にも、此新しい無盡を理解せず矢張り昔ながらの見

方をしてゐる人が少くないやうであります。が、仕うか皆様は一刻も早く是等の見解から離れ、比喻へば一斑の爲に全豹を窺ふことなくば大幸と存するのであります。

叙上列擧の事柄は、無盡が遠く室町時代から約四百年間の起源及び沿革、性質上の研究、簡便確實な金融機關としての梗概であります。が、尙一層之を徹底せしめんが爲、更に進んで私は其沿革を學理的に説明し、現在の無盡制度が如何なる觀念を有してゐるでありませうか、それを皆様に御紹介いたし、そして無盡研究の資料に供したいと思ふのであります。

七 無盡發達の學理的説明

無盡講の沿革を學理的に説明する時は、先づ之を三期に區別することが出来るのであります、即ち第一期を公共的機關時代と稱し、第二期を投機的時代と稱し、第三期を金融機關時代と稱することが出来るのであります。そして此三期の區別の標準は

第一期に於ては疾病若くは災害を受けたる者、又は社寺を建立するが如き場合に於て、講員の一人親又は講元に贈呈する意志を以て組織せられたものでありまして、

他の講員相互の間には、何等利益分配の觀念が存してゐないのであります。

第二期に於ては、俗に云ふ「取扱無盡」即ち他人に先んじて當籤した者の利益を壟斷し、當籤に後れた者は少からぬ損害を蒙むる所の組織でありまして、其間平等に利益を均霑する觀念や救済の觀念などは毫も存在してゐないのであります。以上の二期より更に進化して金融機關時代となつた。

第三期に在つては、經營者則ち講元を救済すると云ふ觀念は全然除却せられ、そして經營者は一定の手數料を

得て之を營業とすることとなりました。其の結果講員は平等に利益の均霑を享け、一面に於ては金錢を利用すると云ふ觀念と、又其一面は貯蓄を爲すと云ふ觀念が包容さるゝこととなつたのであります則ち今日の無盡業は、此二個の觀念を實現せられたのであります。

斯うした歴史を経て、大正四年無盡業法の制定を見、茲に我無盡業は理想的金融機關として社會の認識を得るに至つたのであります。然るに一部世間に於ては無盡を目するに古き思想乃至偶々劣等であつた舊無盡經營者の人格を見て、直ちに此業務は詐欺師か横領師の營む

ものの如く速斷し、非難攻撃を放つた向もあるけれど、之は未だ現代の無盡の本質を理解せぬもので則ち過去に於ける經營者中、何等識見なき者に依つて行はれた少數不眞面目な例を以て其全豹を窺はんとする皮相の見であること謂ふ迄もないのであります。

八 業法實施後の無盡

皆様も御承知の如く、業法實施後の無盡業は、大藏大臣の免許を受けなければ出来ぬこととなりました。そして常に此法律の下に嚴密な監督を受けてゐるのであり

ますから、苟くも經營者の私曲を許さぬのであります。言ひ換ゆれば無盡業法の骨子は、免許主義、資本制度、事業方法及び契約々歟の認可制、資金運用の制限、取締役連帯無限責任等となつてゐるのであるから、此命令條件から見ましても、十二分に加入者の利益を保護されてゐることと明瞭で、決して一部世間の想像するが如きものでないことは、此上私の説明を要さぬ所でありませう。故に皆様は此間の消息を徹底的に諒解せられ、安心して之に加入し、一日も早く其互助機關たる恩恵に浴すべきではありませんか。

そこで此新しい無盡が今や中産階級の理想的金融機關として如何に活動してゐますか、試みに全國同業(免許業者)二百二十有餘に於ける大正十二年末の契約高を示しますならば、實に四億圓を突破して、尙益々増進の趨向を呈してゐるのでありますから、彼の農銀と同じやうに、限地主義の下に經營さるる無盡業の成績としては、相當貢獻の状態を窺知するに充分な材料ではありませんか。殊に全國を通じて、小商工業者が、銀行に依らず、否、倚ること能はずして其資金の融通を得るのは、實に此無盡の賜と謂ふべきで、斯うした社會有用な金融機關を誤解す

る人々の如きは全く廓清された今日の無盡の業體を知らぬ爲に、當然享有せらるべき利益を逸する結果となるのであります。

更に私は従來銀行に依ることの出来ぬ小商工業者の資金融通方法に就き、参考の爲其二三を述べて見ませう。

九 小商工業者の資金融通方法

現今我經濟界を視察するに、金融制度は大分完備の域に達しかけてはゐるけれども、概ね對物信用を基礎とするもので、大商工業者は之に依つて其利便を得たるに反

し、實際國民の多數を占めて國富の源泉を爲す小商工業者に至つては、其餘澤に霑ふこと甚だ尠いのであります。然るに交通機關は日に發達して資本集中の盛な結果、有産者は之を利用して益々發展し無資産者を壓迫するが故、悲しいかな無資産者は萎靡不振甚だしきを加ふる状態にあるのであります。

尤も勸銀や農銀又は大藏預金部に於ける低資融通の制度もあつて、幾分小農工業者を裨益することにはなつてゐるが、それも大地主や大なる不動産所有者でなければ出来ず、結局小商工業者に至つては、殆ど否、毫も其恩惠

に浴することを得ないのであります。之では我中産階級に徹底的金融の効果を収めることが出来ないではありませんか。

抑も小商工業者の熱望する金融機關は、動産信用、手形取引、人格等に對する信用資金の融通であるが、是等に對する完全な組織は過去に於て殆ど絶無の姿であつたのであります。然らば從來如何なる機關に依つて資金の融通を仰いでゐたか、今其二三を擧げて見るならば、大略左の如きものであります。

先づ第一に數ふべきは商品貸借であるが、之は製造者

若くは商店から、一定の期間商品の信用借を爲し、賣上後に其代價を支拂ふべき方法を以て資金貸借に替ゆるもので、之は普く一般商工業者間に行はるる便法であります。

第二は個人特貸資金であるが、之は従前主従の情誼又は出入の緣故等の關係から、資金の融通を仰ぐもので、然かも此掬すべき道義觀念に胚胎する美風は漸く衰頹の狀を示してゐるのであります。

第三は高利資金であるが、之は貸金業者から、連帶借用證書若くは約束手形等に依つて資金の融通を受くるも

ので、此貸金業者は無担保を本體と爲すが故、資金の利率は頗る高いけれども薄資者に對する信用貸の恩澤は高利の無殘を償ふて餘りあるものと謂ふべきではありませんか。世間は兎角高利貸を惡むこと甚だしいが、彼等が斯ふして世の薄資者の資金融通に貢獻する所大なるものあるを考ふる時、其惡評漫罵は、少しく酷に過ぎはせぬかと感ずるのであります。

以上の外舊無盡則ち俗に頼母子講が、特殊の目的を有したものの外、主として小商工業者の金融を助け、頗る有力な關係にあつたことは掩ふべからざる事實であり

ます。然るに何故に世間は廣く之を利用しなかつたか、私は今や無盡制度確立し、純然たる金融機關時代となつた以上、斯様に渴望してゐる我國富の源泉の要部たる小商工業者の金融機關として積極的に無盡を推薦し、徹底的に其不備不完を補つて無資産階級に慈雨の喜びを提供したいと思ふのであります。こゝに於て私は、更に皆様に新しい無盡の内容を知つて頂かねばなりません。

十 新らしい無盡の業體

從來無盡講なるものは、特殊の目的ある以外、主として

小商工業者の金融を助け、頗る有力な關係にあつたことは掩ふべからざる事實であります。之は既に明治四十五年農商務省が、全国各地の商業會議所に、小商工業者資金融通状態の調査を依頼した時、多くは無盡講が銀行、質屋、貸金業以外に立ち、その資金融通方法として重要な位置を占めてゐることを述べてゐる所に徴しても瞭かに立證されるのであります。然し講中の如何に依つては危険を伴ひ往々半途にして解散するやうな信用薄弱なものもあつて、その弊害も可成少くなかつたのであります。

そこで明治四十四年大阪府に於て講會取締規則を出し、漸次全国各地にその取締を見るやうになつたと同時にこの無盡講が進化した業體を認められ、その行爲の取締と共に、大正四年無盡業法の制定を見るに至つたのであります。

こゝで特に御注意申上げて置かねばならぬことは、斯様に法律を以て認められた營業無盡の外、まだ名を慈善や救済の美に藉りて、巧に皆様を欺罔する不逞な頼母子講(營業無盡を犯すもの)の幾分残つてゐるものと、立派に法の保障の下に經營してゐる營業無盡則ち免許無盡と

無免許無盡とを混同してはならぬのであります。同時に私は皆様に對し、無盡業法に於ては

一定の口數と給付金額とを定め定期に掛金を拂込ませしめ、一口毎に抽籤入札其他類似の方法に依つて掛金者に對し金錢の給付を爲し、又無盡類似の方法を以て金錢及び有價證券の給付を爲すものである

業體を無盡と認められたことの御記憶を願つて置かねばなりません。そしてこの無盡業を開始するには、實に次ぎのやうな嚴重な手續に依らねばならぬのであります。

十一 大藏大臣の免許を得ねば開始出来ぬ

第一この事業は前にも述べたやうに大藏大臣の免許を得なければ開始出来ず、資本金には制限あり、その事業方法書や契約々款には認可制を設けられ、資金運用の制限もあり、取締役の連帶無限責任、利益の積立理事者の加入を許さぬこと等何れも加入者を保護するに十分な規定を以て精密な監督を受けてゐるのであるから、舊無盡時代に於ける各種の弊害は、根本的に芟除されたのであります。故に皆様は今日の新しい營業無盡に對しては、

經營者の人格の向上と共に、最早何等の疑念を要しないこととなつたのであります。

無盡の經濟上に於ける價値及びその效用に就ては、上來述べた所に依つて十二分に會得せられたことと思ひます。唯皆様の不安を感じられる所は、恐らく舊無盡を見た眼を以て、最も確實を期せらるる新しい無盡をまで速斷し、無盡と言へば何ぞ危険性でも帯びてゐるかのやうに考へられる點でありませうが、それは全く杞憂であります。皆様の權利は終始法律が保障してゐるのであるから、現代の無盡は最も安全確實に金融の途を得て、簡

便にその需要を充たすことが出来るのであります。

十一 脱法的不正金融業者に注意せられたい

大藏省銀行局に於ては、先頃來脱法的な不正金融業者を全國に亘つて別發し、業務の廢止方を命ぜられてゐることは、既に皆様の御承知の所でありませう。

是等無免許業者中に於ける主要なるものの營業の態様は、大略商法の匿名組合の形式、民法の組合の形式、物品割賦販賣の形式に依り貯蓄銀行法第一條の定期積金に

該當する取引を爲すもの、又有價證券數通を一組とせる所謂組賣契約の形式を以て有價證券割賦販賣業法第一條に該當する取引を爲す者などでありませんが、此發動は曩に濱口藏相就任の當初に於ける地方長官會議の際、脱法的不正金融業者取締の聲明と呼應してゐる事は、皆様の直に首肯せらるる所でありませう。そして其萌芽は業法制定、貯蓄銀行法改正の當時より、政府當局に於ても又吾々庶民金融研究者の側に於ても、社會政策上乃至免許業者の保護を基調として慎重に考量し、或は陳情、請願、懇談等の方法に依つて、其最善の發動を求めて參つた事

などにあるのであります。

當時當局者は其意を諒とするの一方、他業であるから検査は行はれず、如何にして其業務の態形を知るか、當時府縣の警察部に委託しても自ら調査を行ふが如き結果は期待されず、去りとして當局に於ては是等に當る人の餘裕もなく、何とか妙案を考へんとまで苦心の肚裡を示された當局者もありまして、爾來幾星霜相當の苦心を重ねて、遂に是等の無免許業者に於ける業務の態様の視察を行ひ、斯うして今日の發動を見るに至つたのでありますから、其邊の消息は吾々免許業者として、局に當つた人々

の努力を多とせねばならぬのであります。

以上は大體の成行でありまして、此結果は皆様の爲めに非常に善い警鐘となつてゐるのであります。が、まだ無盡の方などに於きましては、前にも述べました業法を犯して營業する所謂むぐり無盡と稱する不逞なものが澤山にあるのでありますから、尤も是等も遠からず狩り取らるる事となつてゐるやうに仄聞してはをりますけれども、私共は業法制定當時考へましたやうに、彼の保險業に於ける類似保險と同様、絶対に其類似業務を禁じ、尙物件無盡や頼母子講の規定をも加へて置いたならば、今日

のやうに種々な名稱を用ひてほゞ同様の業務を潜行するもの、數を減じ得たであらうとそれを遺憾とするのであります。言ふまでもなく制度は必ずしも一定不變のものではないのですから、右の改正は今日之を行ふも決して遅れたりとはせぬのであります。私は根本に於て毎度論じますやうに、凡そ金融機關の發達は、餘り干渉せぬところに妙味があると考へる一人であります。既に今日のやうに制度を設けられ、其免許業者は嚴密な監督の下に輕微な手續の缺陷でも之を責むるに重くして、之と反對に無免許業者の側に在つては、何等業法の支配

を受くることなく、自由勝手な条件の下に營業し得る爲、ともすれば目前の利に趨る傾きある現代に於いて、眞の採算に根據を置いたものでなく、随つて到底出來得べからざる無責任な觀念に胚胎した一見頗る有利なやうな條件に釣り込まれ、とゞ元も子もなくする即ち大慾は無慾に似た人間の弱點を誘導さるゝなど、罪は相方にあるとも謂ひ得るのであるが、畢竟之には何等の制裁がないと云ふことが原因を爲すものとして、是等無免許業者の業務は、之を免許事業と爲さしめて其正確を期するか、然らざれば免許業者の爲、根絶を計ること當然な措置であ

らうと思ふのであります。世間には、既に無免許の不正業者に依つて痛手を蒙つた人もあるであります。然し是等は、大體に於て不注意其他の意味もあるのであるから、之が爲に玉石を混淆し所謂羹に懲りて膾を吹く底の……即ち金融と貯蓄心を消滅せしむる理由は少しもないのであります。只大藏大臣免許と云ふ金看板にのみ馳せず、よく其信用状態をも知つて人生不斷に必要な貯蓄と融通を心掛け何時如何なる必要や變事に處しても決して、狼狽することなき用意が大切であるのであります。近く關東地方及び山陰地方に於ける大地震など

は人生不慮の災厄あることを如實に示し又人間は他力をのみ頼んでは獨立を爲し得ぬものであるから……つまり孤立せざらんが爲に他を恃むので……此意味に於て徹底的に獨立を計らんには自ら資金の蓄積や融通を要し、そしてそれは正に人間生活の行事であるときへ心得れば、先づ、以て吾人の運命は容易に開拓し得らるゝであらうと考へます。善いことは一刻も早く實行すべきではありませんか。故に私はこゝにも積極的に大藏大臣の免許ある無盡の御利用をお勧めいたすのであります。

共盛無盡株式會社

創立 大正元年十月一日
資本金 拾萬圓

金融には

手輕で重寶

低利濟崩し

貯蓄には

利廻り良く

興味澤山

特色ある共盛式約束無盡の
設けあり……

大正十四年十二月二十八日印刷
大正十五年一月一日發行

非賣品

著者 關經雄
東京市日本橋區小網町三丁目二十八番地

印刷者 山口佐五郎
東京市京橋區岡崎町一丁目四十七番地

印刷所 山口印刷所
東京市京橋區岡崎町一丁目四十七番地



無盡付
人航
生
燈明台



大藏省免許
創立大正元年十月
資本金拾萬圓

振替口座
東京三三三一

東京市橋區一丁目五番地

共盛無盡株式會社

電話
銀座三九六一

524
423

終